



費用の配賦

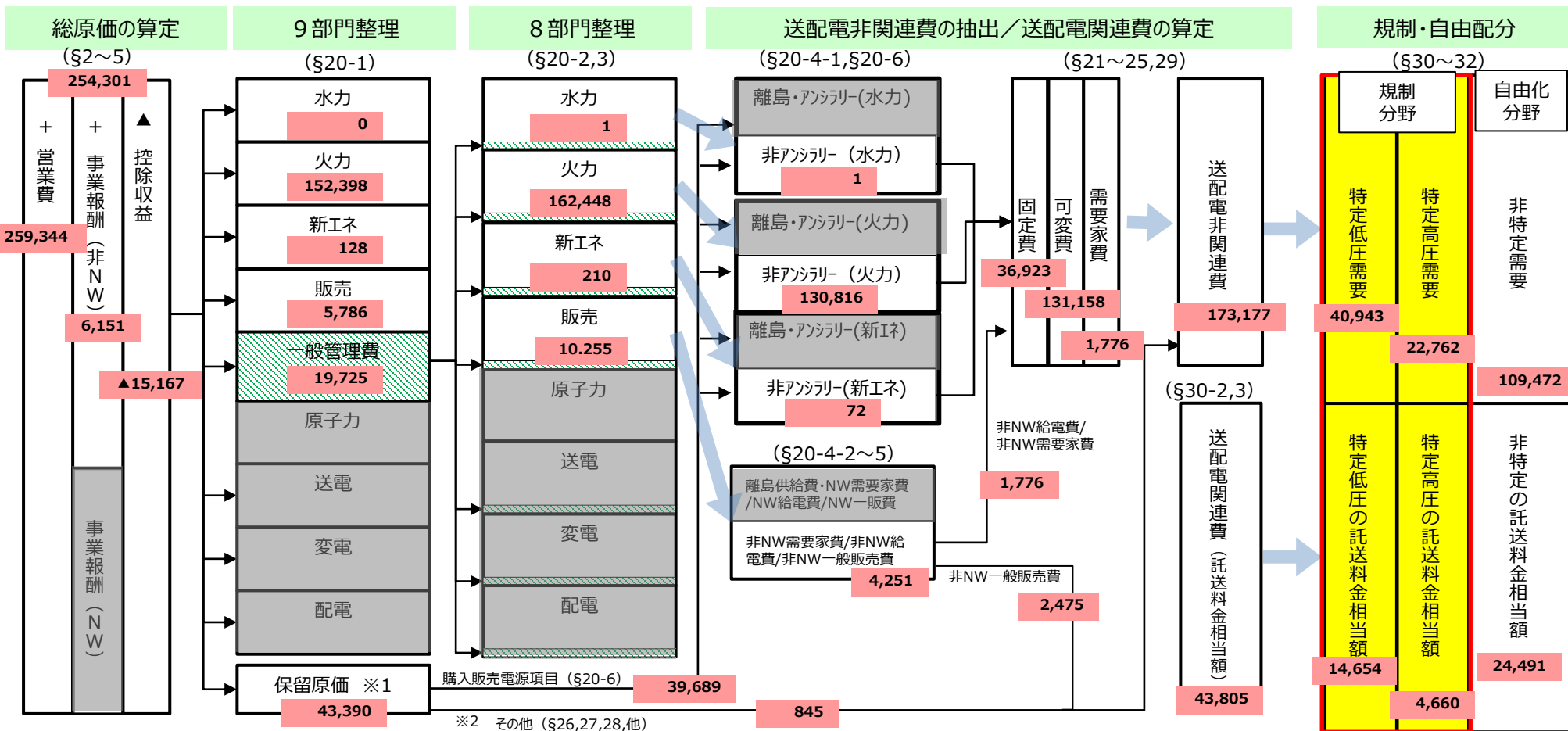
2023年2月24日
沖縄電力株式会社

1. 費用の配賦（個別原価計算）の概要

- 個別原価計算とは、費目ごとに積上げた会社全体の原価（総原価）を、その機能や性質に応じて、特定需要と非特定需要に配賦するプロセスであり、経済産業省令（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）に計算ルールが詳細に規定されている。

※ 当社は認可一般送配電事業者であるため、総原価から送配電部門以外の費用（送配電非関連費）を抽出し、これに送配電等関連費として託送費用相当額を加えることで算出。

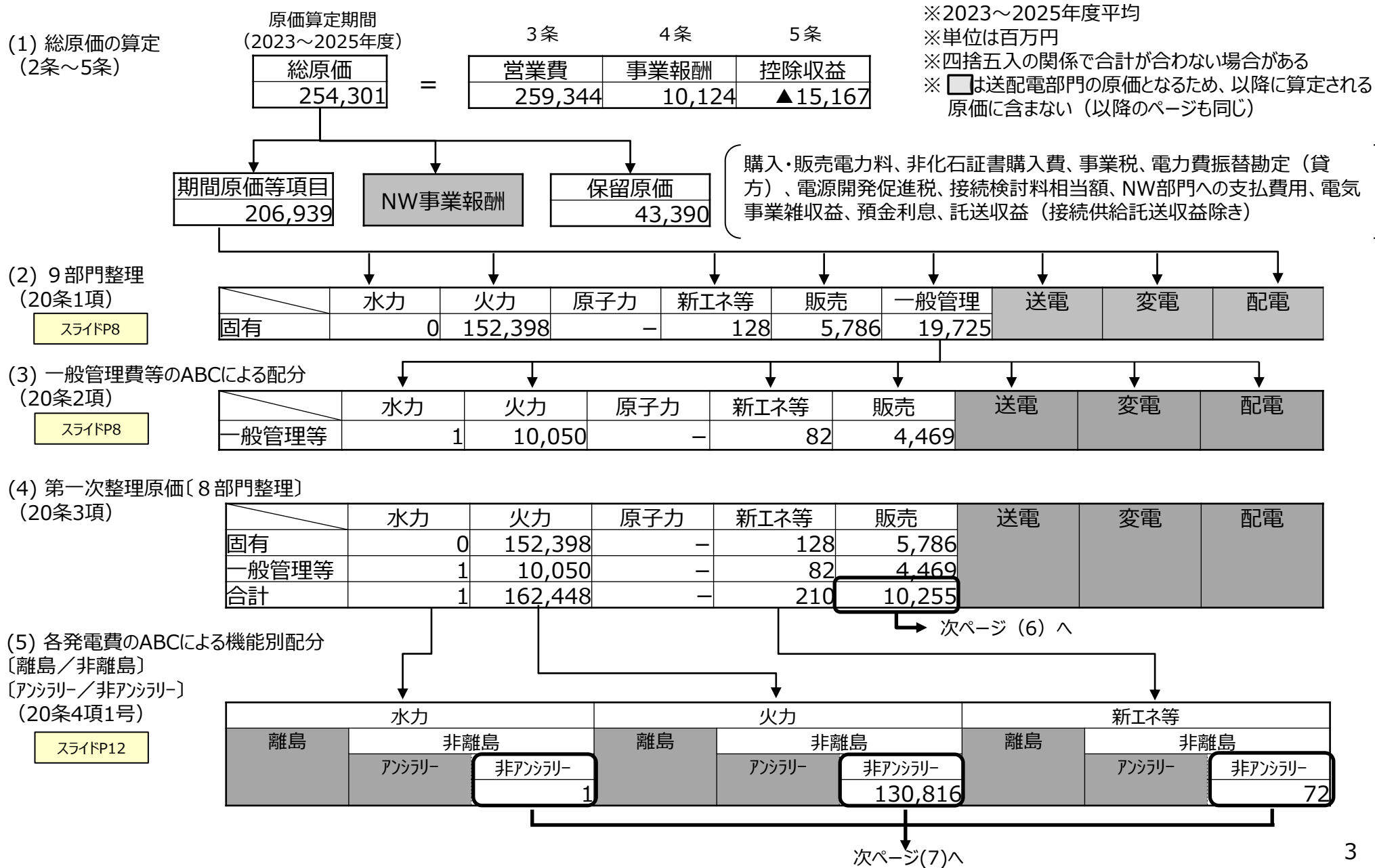
（2023～2025年度平均、単位：百万円）



※1 保留原価：購入販売電源項目、事業税、電力振替勘定（貸方）、電源開発促進税、接続検討料相当額、送配電部門への支払費用、電気事業雑収益、託送収益、預金利息

※2 非ネットワーク分のみを抽出して配分

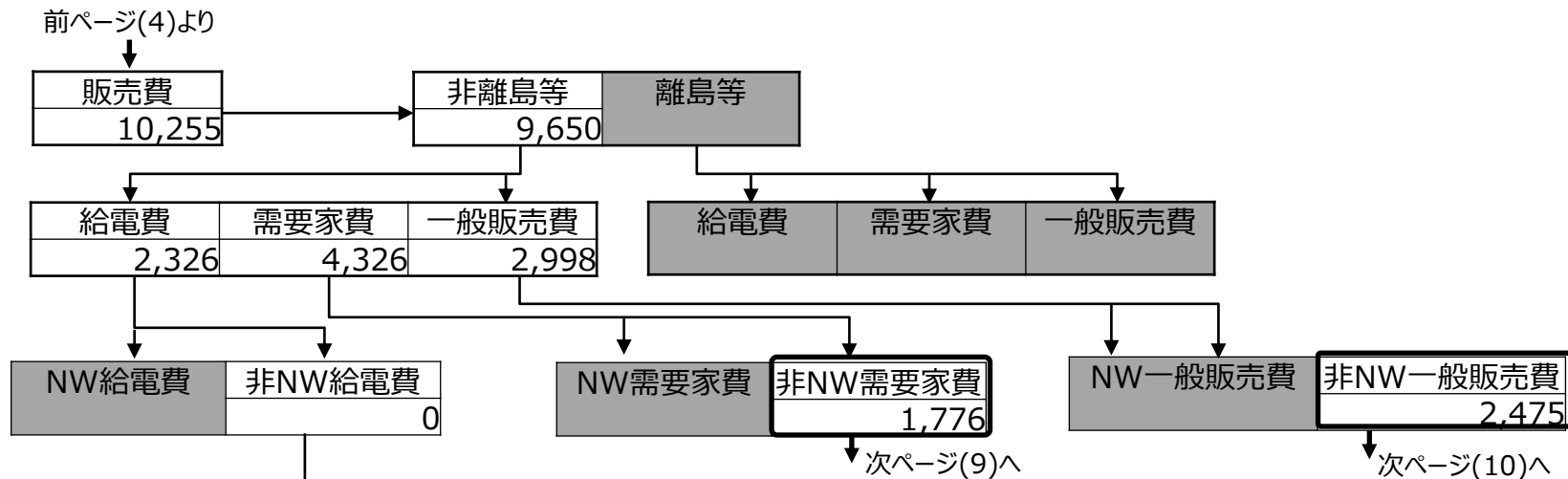
2. 個別原価計算のフロー①



2. 個別原価計算のフロー②

(6) 販売費の配分 (20条4項2号～5号)

スライドP14



スライドP15

(7) 第二次整理原価 (20条6項、21条、22条)

スライドP17

前ページ(5)より

	水力総非アンソラー	火力総非アンソラー	総原子力	新エネ等総非アンソラー	非NW給電費	合計
自社分	1	130,816	—	72	0	130,889
購入販売※	179	26,792	—	10,220	0	37,191
計	180	157,609	—	10,292	0	168,080
固定費	▲1	37,030	—	▲106	0	36,923
可変費	181	120,579	—	10,398	0	131,158

※保留原価より

次ページ(9)へ

(8) 需要等の比率 (23条)

スライドP19

		固定費配分比 (2 : 1 : 1 比)	可変費配分比 (発受電量比)	需要家費配分比 (口数比)
自由	非特定	58.592%	64.913%	34.096%
規制	特定高圧	15.148%	12.751%	0.383%
	特定低圧	26.260%	22.336%	65.521%

①

②

③

次ページ(9)で使用

2. 個別原価計算のフロー③

(9) 固有費の三需要種別への配分 (24条)

スライドP19

①比により配分→

②比により配分→

③比により配分→

前ページ(7)より

前ページ(6)より

		水力 総非アンソラー	火力 総非アンソラー	総原子力	新エネ等 総非アンソラー	非NW給電費	非NW需要家費	④ 合計
固有 固定費	非特定	▲1	21,697	0	▲62	0	0	21,634
	特定高圧	▲α	5,609	0	▲16	0	0	5,593
	特定低圧	▲α	9,724	0	▲28	0	0	9,696
固有 可変費	非特定	118	78,271	—	6,749	0	0	85,138
	特定高圧	23	15,375	—	1,326	0	0	16,724
	特定低圧	40	26,932	—	2,322	0	0	29,295
固有非 NW需要 家費	非特定	0	0	—	0	0	606	606
	特定高圧	0	0	—	0	0	7	7
	特定低圧	0	0	—	0	0	1,164	1,164

(10) 保留原価等の配分 (25条～29条)

スライドP24

前ページ(6)より

④の金額比により配分 (④+⑤)の金額比等により配分 (④+⑤+⑥)の金額比により配分

		非NW一般販売費	第一次追加項目ほか※1	第二次追加項目※2	合計
追加固定費	非特定	315	▲55	210	470
	特定高圧	82	▲14	54	122
	特定低圧	141	▲25	94	211
		538	▲93	358	802
追加可変費	非特定	1,241	▲451	823	1,613
	特定高圧	244	▲89	162	317
	特定低圧	427	▲155	283	555
		1,911	▲695	1,267	2,484
追加非NW 需要家費	非特定	9	▲3	6	11
	特定高圧	α	▲α	α	α
	特定低圧	17	▲6	11	22
		26	▲9	17	34

※1 接続検討料相当額(26条)、第一次追加項目(27条):電気事業雑収益(接続検討料収益および非NW直課分除く)・預金利息、事業者設定基準: NW部門への支払費用・電気事業雑収益のうち非NW直課分

※2 第二次追加項目(28条):事業税、電力費振替勘定(貸方)

2. 個別原価計算のフロー④

前ページ(9)(10)より



(11) 送配電非関連費計算表
(30条1項1号)

	固定費			可変費			非NW需要家費			合計		
	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加
非特定	22,104	21,634	470	86,751	85,138	1,613	617	606	11	109,472	107,378	2,094
特定高圧	5,715	5,593	122	17,041	16,724	317	7	7	0	22,762	22,324	438
特定低圧	9,907	9,696	211	29,850	29,295	555	1,186	1,164	22	40,943	40,155	788
合計	37,725	36,923	802	133,642	131,158	2,484	1,810	1,776	34	173,177	169,857	3,320

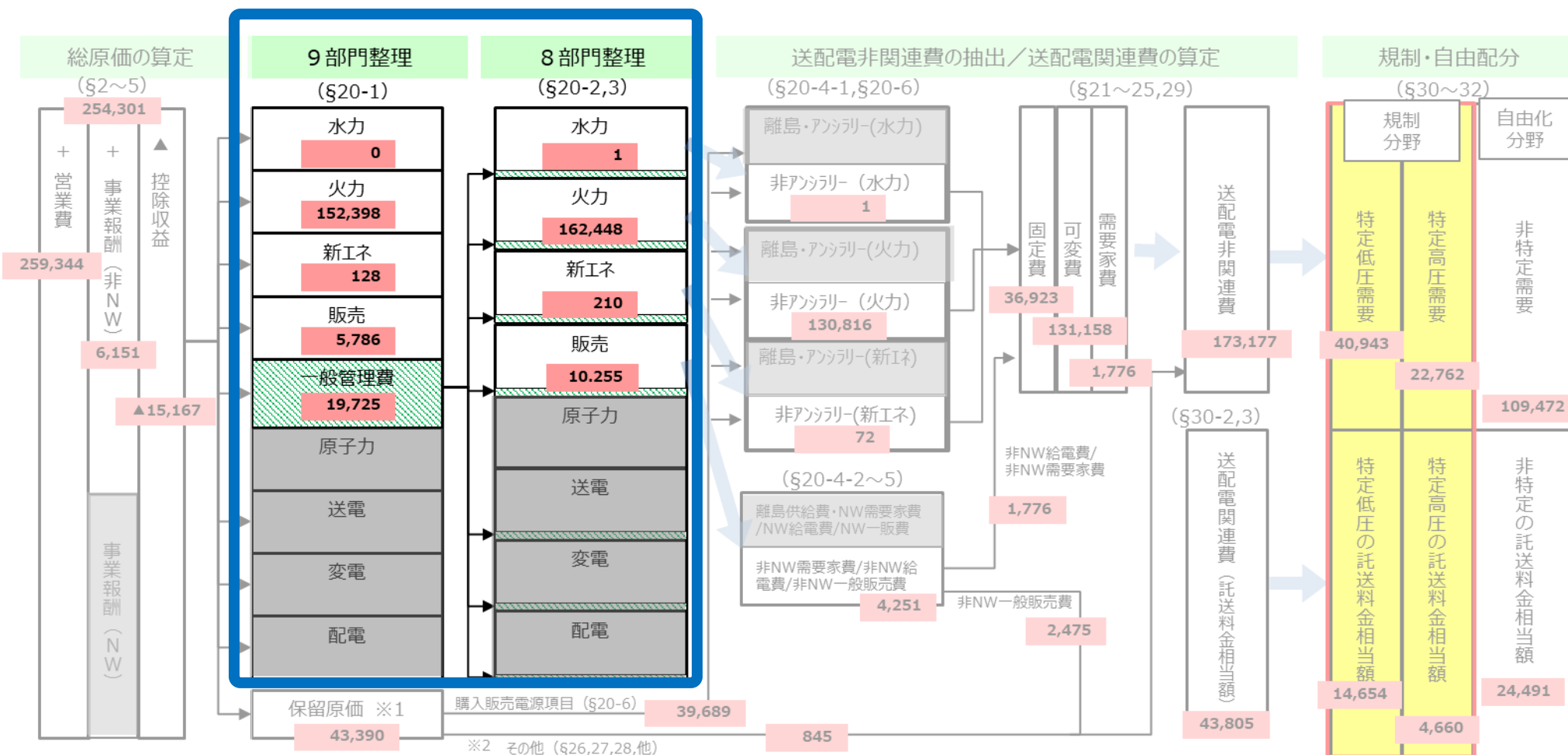
(12) 料金の決定等
(30条1項2号、31条、32条)

	原価					送配電関連費 (託送費用相当額)	合計	販売電力量	単価	想定料金収入
	送配電非関連費									
	固定費	可変費	非NW需要家費	計						
非特定	22,104	86,751	617	109,472	24,491	133,963	3,943	33.98		
特定	15,621	46,891	1,193	63,705	19,314	83,019	2,099	39.55	83,003	
特定高圧	5,715	17,041	7	22,762	4,660	27,422	780	35.17	27,418	
特定低圧	9,907	29,850	1,186	40,943	14,654	55,597	1,319	42.14	55,586	



託送供給等約款にもとづき算定 (30条1項2号)

3. 9部門整理および一般管理費等の配分



3. 9 部門整理および一般管理費等の配分①

- 原価等項目ごとに、発生の主な原因を勘案（電気事業会計規則に基づく会計整理の考え方に準拠）して 9 部門に整理し、一般管理費等に整理された額を、活動基準原価計算「ABC（※）」の考え方にに基づき、8 部門に配分。

(1) 原価等項目のうち、発生の主な原因に応じて配分が可能な額を 8 部門（水力～販売）に直接整理。（直課）

(2) 特定の部門に直課が困難な額を活動帰属基準又は配賦基準により 8 部門に配分。（帰属・配賦）

※「ABC : Activity Based Costing」とは、費用配分の適正性を高めるため、複数部門に共通に関連する費用を、発生の原因に応じて可能な限り各部門に直接整理したうえで、残りを客観的・合理的な基準等により配分する方法。

【9部門整理】

（単位：百万円、指定がない限り以降のページも同じ）

水力	火力	原子力	新エネ等	販売	一般管理等	送電	変電	配電
0	152,398	0	128	5,786	19,725			

【一般管理費等配分後の 8 部門整理結果】

	水力	火力	原子力	新エネ等	販売	送電	変電	配電
固有	0 (0.0%)	152,398 (93.8%)	0 (0.0%)	128 (61.1%)	5,786 (56.4%)			
一般管理費等								
直課	1 (100.0%)	5,841 (3.6%)	0 (0.0%)	72 (34.4%)	664 (6.5%)			
帰属	0 (0.0%)	2,495 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2,911 (28.4%)			
配賦	0 (0.0%)	1,714 (1.1%)	0 (0.0%)	10 (4.6%)	894 (8.7%)			
計	1 (100.0%)	10,050 (6.2%)	0 (0.0%)	82 (38.9%)	4,469 (43.6%)			
合計	1 (100.0%)	162,448 (100.0%)	0 (0.0%)	210 (100.0%)	10,255 (100.0%)			

※  は送配電部門の原価となるため、以降に算定される原価に含まない（以降のページも同じ）

3. 9 部門整理および一般管理費等の配分②

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十条（原価等の整理）

1 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、基礎原価等項目として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、**次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。**ただし、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る基礎原価等項目については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に配分することにより整理しなければならない。

一 **水力発電費**（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

二 **火力発電費**（火力発電費及び内燃力発電費をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

三 **原子力発電費**（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

四 **新エネルギー等発電費**（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

五 **送電費**（発電所内に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

六 **変電費**（発電所内に存する変電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

七 **配電費配電費**（発電所内に存する配電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

八 **販売費**

九 **一般管理費等**

2 沖縄電力は、前項の規定により**同項第九号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を**、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、**同項第一号から第八号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。**

3 沖縄電力は、第一次整理原価として、第一項の規定により**同項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された、同項第九号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により部門整理表を作成しなければならない。**

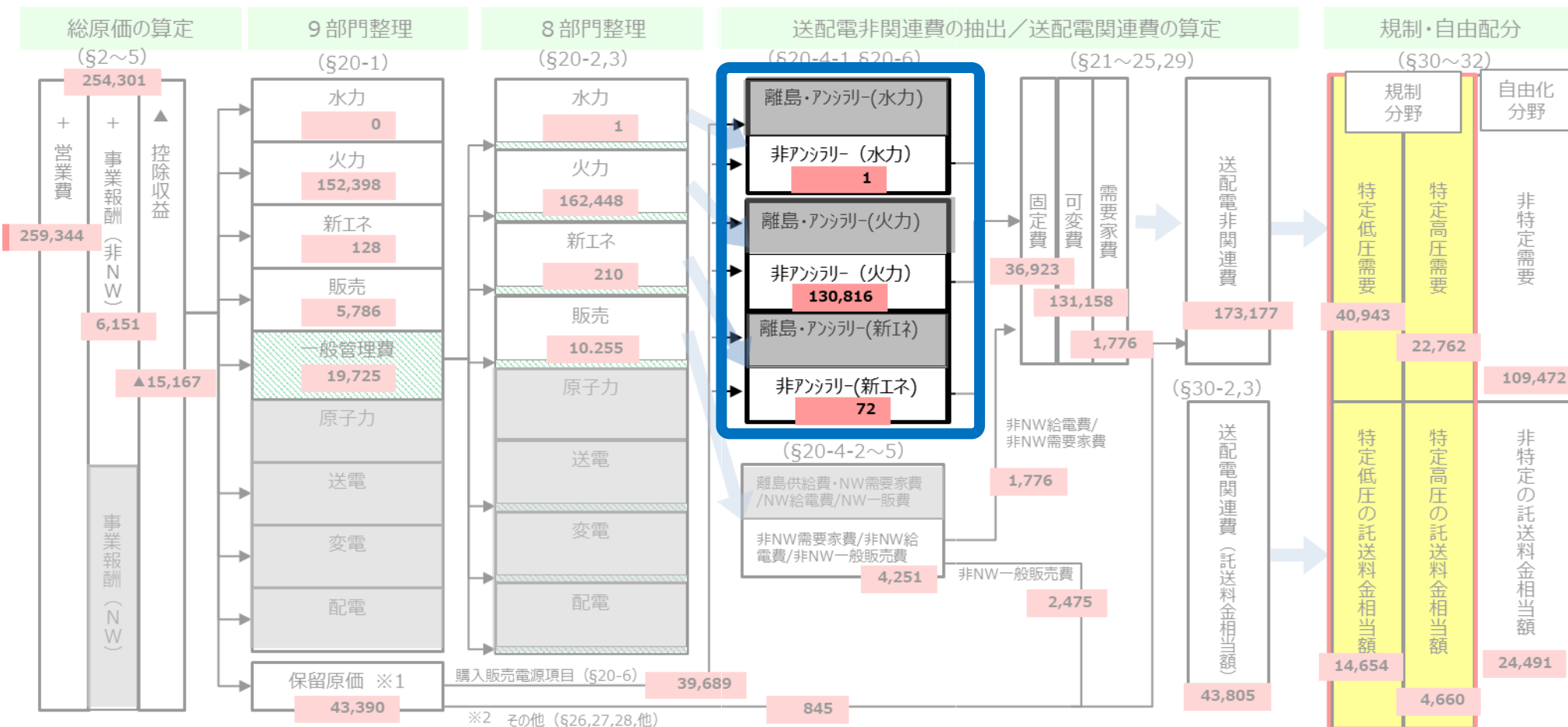
(参考) 一般管理費等の配分に係る事業者設定基準の設定

- 一般管理費等のうち、賃借料および委託費については、費用をより適切に配分する観点から、料金算定規則に定められた基準ではなく、事業者の実情に応じた基準「事業者設定基準」を設定。
- 販売費の配分にあたっては、同様に設定した基準あり（該当スライドにて記載）

【一般管理費等の配分にかかる設定基準】

料金算定規則			事業者設定基準		
賃借料	帰属	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	借地借家料 （直課除く）	帰属	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）
			機械賃借料 （直課除く）	帰属	直課された各部門人員数比
			その他賃借料	配賦	直課された各部門賃借料比
委託費	配賦	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	清掃業務・警備業務	配賦	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
			業務機械化関係委託費	帰属	直課された各部門人員数比
			その他委託費	配賦	直課された各部門委託費比

4. 非アンシリ-サービス費の算定



4. 非アンシラリーサービス費の算定

- 水力・火力・新エネ等発電費について、離島等供給費と非離島等供給費へ配分。
- 非離島等供給費より、電気の周波数の値の維持等に係るアンシラリーサービス費を除き、非アンシラリーサービス費を抽出。

【水力・火力・新エネルギー等発電費の配分（非離島等供給費、離島等供給費）】

	水力発電費		火力発電費		新エネ発電費	
	離島供給費以外	離島供給費	離島供給費以外	離島供給費	離島供給費以外	離島供給費
直課	1 (100.0%)		134,979 (97.3%)		72 (100.0%)	
帰属	0 (0.0%)		63 (0.0%)		0 (0.0%)	
配賦	0 (0.0%)		3,630 (2.6%)		0 (0.0%)	
合計	1 (100.0%)		138,673 (100.0%)		72 (100.0%)	

【非離島等供給費にかかる非アンシラリーサービス費の算定】

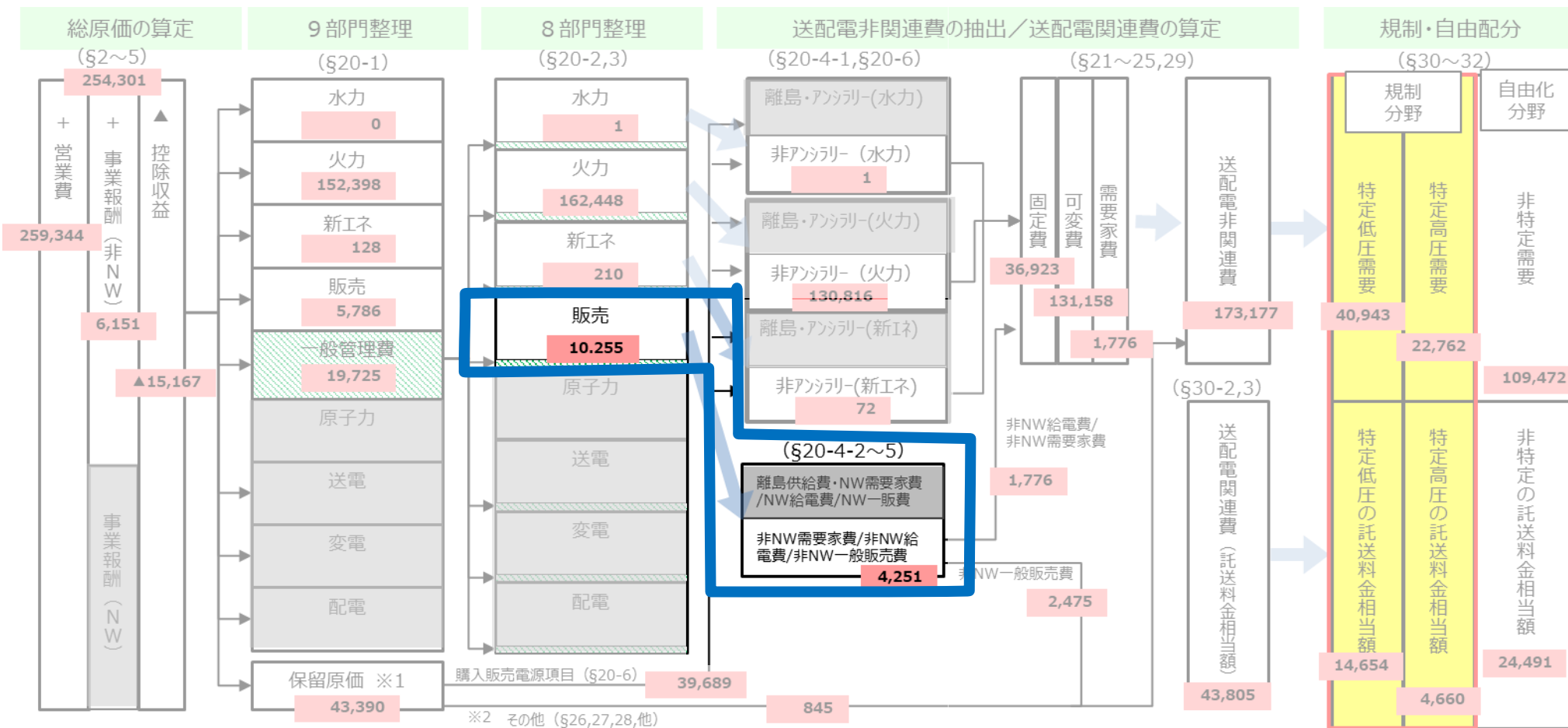
	水力	火力	新エネ
アンシラリーサービス費			
非アンシラリーサービス費	1	130,816	72
合計	1	138,673	72

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十条（原価等の整理）

4 （中略）

一 水力発電費・火力発電費及び新エネルギー等発電費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、**離島等供給に係る第一次整理原価（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島等供給費」という。）**に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、発生の主な原因に応じて、**電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）**であって離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る**第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非アンシラリーサービス費」という。）**に配分することにより整理しなければならない。

5. 販売費の配分



5. 販売費の配分①（離島等／非離島等、給電費／需要家費／一般販売費）

- 販売費に整理された額を，ABCの考え方に基づき，離島等供給費と非離島等供給費に配分し、それぞれについて、給電設備に係る費用を「給電費」に，検針・調定・集金等に係る費用を「需要家費」に，その他の費用を「一般販売費」に配分。

【販売費の配分結果（非離島等供給費、離島等供給費）】

	離島供給費以外	離島供給費
直課	2,306 (23.9%)	
帰属	5,760 (59.7%)	
配賦	1,584 (16.4%)	
合計	9,650 (100.0%)	

＜使用した事業者設定基準＞

料金算定規則			事業者設定基準		
修繕費	帰属	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。	修繕費	帰属	業務用建物（自社分）床面積比

【販売費の配分結果（給電費、需要家費、一般販売費）】

	離島供給費以外				離島供給費
	給電費	需要家費	一般販売費	計	
直課	805 (34.6%)	1,422 (32.9%)	360 (12.0%)	2,586 (26.8%)	
帰属	1,209 (52.0%)	2,211 (51.1%)	2,056 (68.6%)	5,476 (56.7%)	
配賦	312 (13.4%)	693 (16.0%)	583 (19.4%)	1,588 (16.5%)	
合計	2,326 (100.0%)	4,326 (100.0%)	2,998 (100.0%)	9,650 (100.0%)	

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十条（原価等の整理）

4 （中略）

二 **販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費及び非離島等供給費に整理された販売費の部門の第一次整理原価を、給電費、需要家費及び一般販売費に配分することにより整理しなければならない。**

5. 販売費の配分②（ネットワーク費／非ネットワーク費）

- 非離島等供給費にかかる給電費、需要家費、一般販売費に整理された額を、ABCの考え方に基づき、それぞれ「ネットワーク費」（NW費）および「非ネットワーク費」（非NW費）に配分。

【販売費にかかる非離島等供給費の配分結果】

	給電費			需要家費			一般販売費		
	NW費	非NW費	計	NW費	非NW費	計	NW費	非NW費	計
直課		0 (0.0%)	0 (0.0%)		327 (18.4%)	926 (21.4%)		158 (6.4%)	284 (9.5%)
帰属		0 (0.0%)	1,648 (70.9%)		1,083 (61.0%)	2,459 (56.8%)		1,820 (73.5%)	2,132 (71.1%)
配賦		0 (0.0%)	677 (29.1%)		366 (20.6%)	942 (21.8%)		497 (20.1%)	583 (19.4%)
合計		0 (0.0%)	2,326 (100.0%)		1,776 (100.0%)	4,326 (100.0%)		2,475 (100.0%)	2,998 (100.0%)

＜使用した事業者設定基準＞

料金算定規則			事業者設定基準		
委託費	帰属	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	帰属	コールセンター関連費用（本島）	電話受付数比
			配賦	その他委託費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十条（原価等の整理）

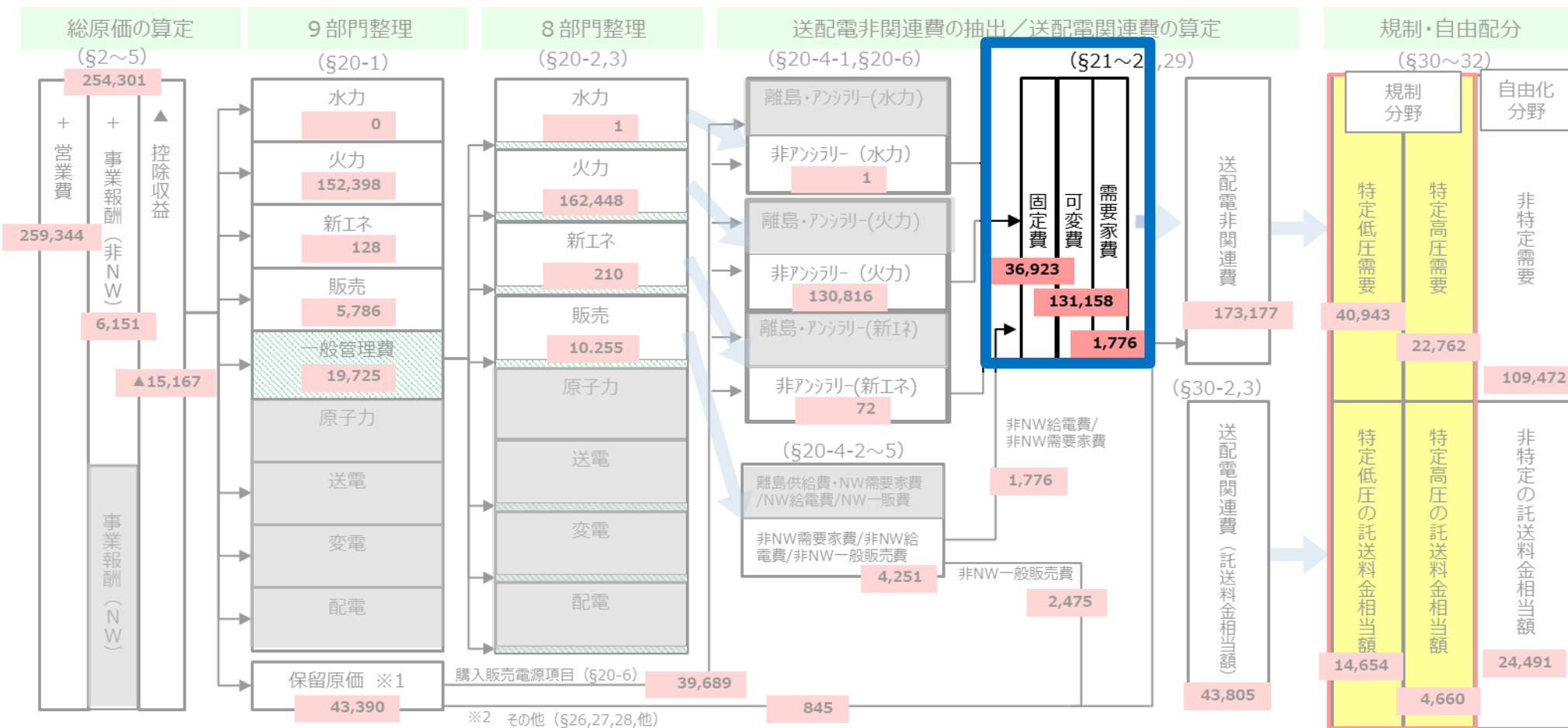
4 （中略）

三 前号の規定により**非離島等供給費のうちの給電費に整理された第一次整理原価**を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「**ネットワーク給電費**」という。）とネットワーク給電費以外の第一次整理原価（以下「**非ネットワーク給電費**」という。）に配分することにより整理しなければならない。

四 第二号の規定により**非離島等供給費のうちの需要家費に整理された第一次整理原価**を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「**ネットワーク需要家費**」という。）とネットワーク需要家費以外の第一次整理原価（以下「**非ネットワーク需要家費**」という。）に配分することにより整理しなければならない。

五 第二号の規定により**非離島等供給費のうちの一般販売費に整理された第一次整理原価**を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「**ネットワーク一般販売費**」という。）とネットワーク一般販売費以外の第一次整理原価（以下「**非ネットワーク一般販売費**」という。）に配分することにより整理しなければならない。

6. 固定費／可変費への配分



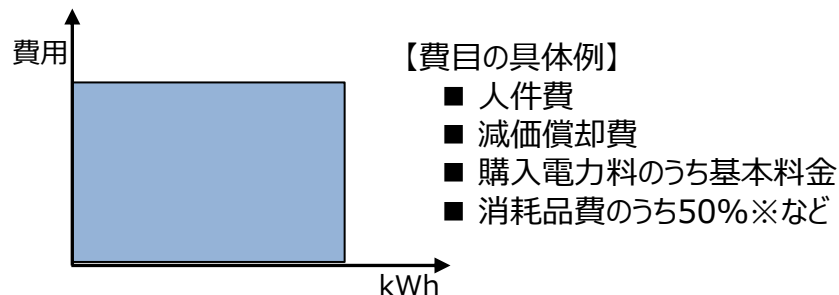
6. 固定費／可変費への配分

- 水力発電、火力発電および新エネ等発電にかかる総非アンシラリーサービス費および販売費から抽出された非ネットワーク給電費を、販売電力量に関わらず発生する費用（固定費）と販売電力量によって変動する費用（可変費）に配分し、販売費から抽出された非ネットワーク需要家費とあわせ、それぞれ、「固有固定費」、「固有可変費」および「固有非ネットワーク需要家費」として整理。

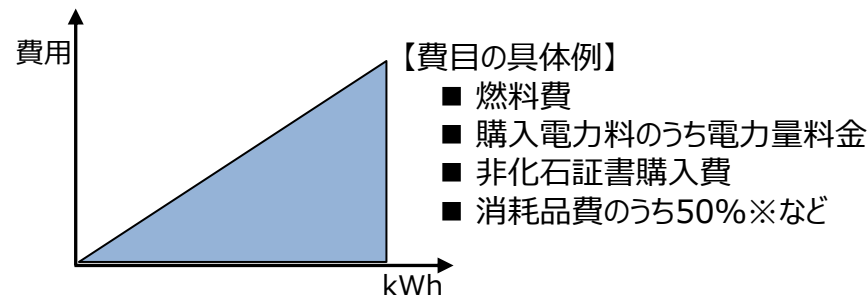
【固定費／可変費への配分結果】

固有固定費	固有可変費	非ネットワーク需要家費	合計
36,923 (21.7%)	131,158 (77.2%)	1,776 (1.0%)	169,857 (100.0%)

固定費 販売電力量に関わらず必要な費用
(イメージ)



可変費 販売電力量によって変動する費用
(イメージ)



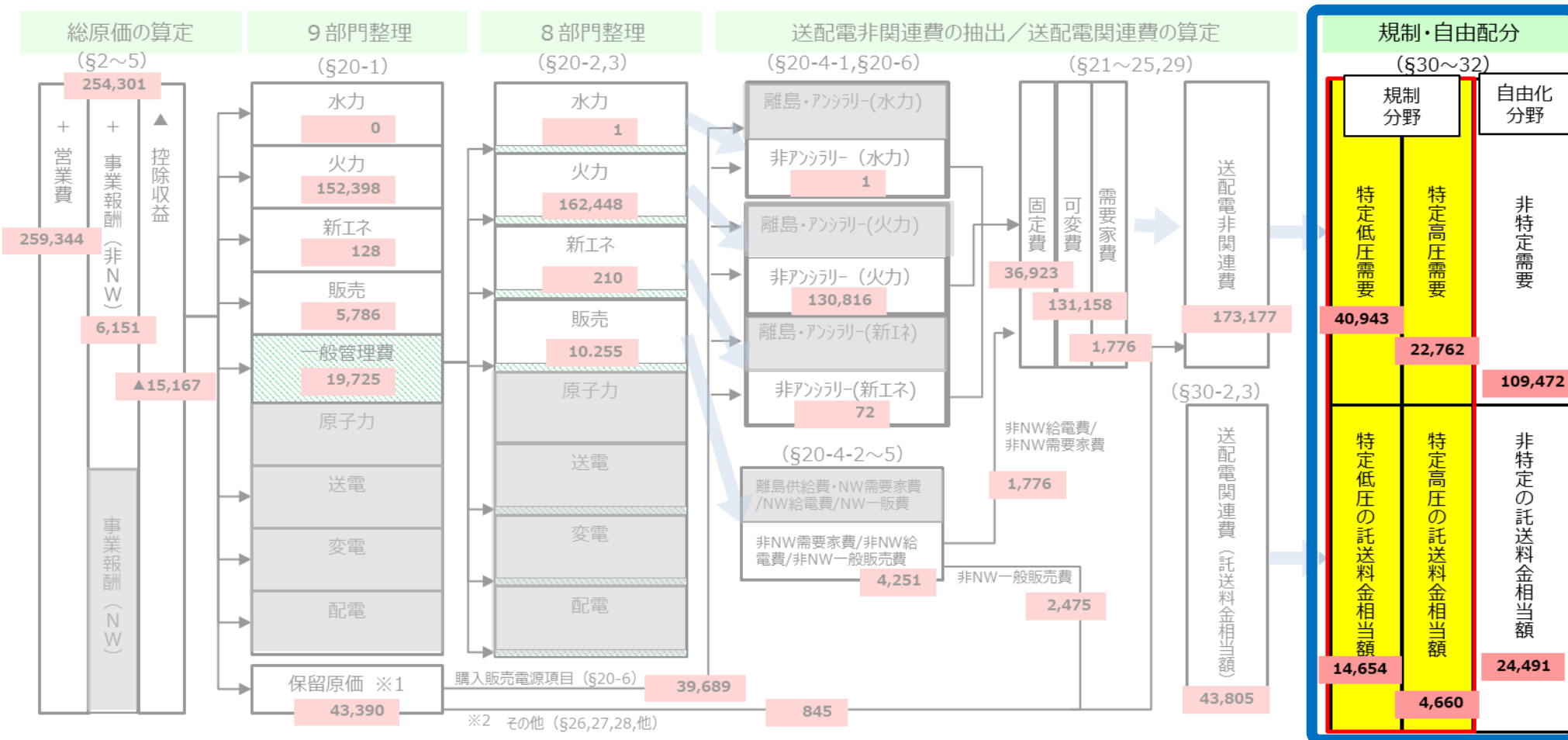
※消耗品費（事務用品や発電所の潤滑油脂費等）は、固定費と可変費双方の要素を持つが、厳密な区分は困難であるため、固定費・可変費に1／2ずつ整理

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十二条

1 沖縄電力は、前条の規定により整理された**送配電非関連費**(非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。)を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、**次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理**し、様式第五の二により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

- 一 **第八条第一項第一号に掲げる基礎原価等項目にあつては、送配電非関連固定費**
- 二 **第八条第一項第二号に掲げる基礎原価等項目及び購入販売電源項目にあつては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費**
- 三 **第八条第一項第三号に掲げる基礎原価等項目にあつては、送配電非関連可変費**

7. 各需要種別への原価配分



7. 各需要種別への原価配分①

- 各需要種別への原価配分については、料金算定規則に基づき、固定費、可変費、需要家費ごとに、以下の比率を用いて各区分（非特定・特定高圧・特定低圧）へ配分。

固定費

 … 販売電力量に関わらず必要な費用 ⇒ **2 : 1 : 1比率にて配分**
可変費

 … 販売電力量によって変動する費用 ⇒ **発受電量比にて配分**
需要家費

 … 契約口数に比例する費用 ⇒ **口数比**

【各需要種別への原価配分比率】

		固定費配分比 (2 : 1 : 1比)	可変費配分比 (発受電量比)	需要家費配分比 (口数比)
自由	非特定	58.592%	64.913%	34.096%
規制	特定高圧	15.148%	12.751%	0.383%
	特定低圧	26.260%	22.336%	65.521%

【各需要種別への原価配分（固有）】

		水力総非アンシラ リー	火力総非アンシラ リー	新エネ等総非アン シラリー	非NW給電費	非NW需要家費	計
固有固定費	非特定	▲1	21,697	▲62	0	0	21,634
	特定高圧	▲0	5,609	▲16	0	0	5,593
	特定低圧	▲0	9,724	▲28	0	0	9,696
固有可変費	非特定	118	78,271	6,749	0	0	85,138
	特定高圧	23	15,375	1,326	0	0	16,724
	特定低圧	40	26,932	2,322	0	0	29,295
固有非NW 需要家費	非特定	0	0	0	0	606	606
	特定高圧	0	0	0	0	7	7
	特定低圧	0	0	0	0	1,164	1,164

7. 各需要種別への原価配分②

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十三条(需要等の算定)

- 1 沖縄電力は、送配電非関連需要(沖縄電力が小売供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。)について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要(特別高圧需要、高圧需要(特定需要を除く。))及び低圧需要(特定需要を除く。))を合成した需要をいう。、特定高圧需要(高圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十条において同じ。))及び特定低圧需要(低圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十条において同じ。))(以下この款において「**三需要種別**」という。)ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

- 一 最大電力
- 二 夏期尖頭時責任電力
- 三 冬期尖頭時責任電力
- 四 発受電量
- 五 口数

- 4 沖縄電力は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

- 一 三需要種別の最大電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合
- 二 三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
- 三 三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
- 四 三需要種別の発受電量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電量の占める割合

- 5 沖縄電力は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、三需要種別ごとに、前項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

- 6 沖縄電力は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、三需要種別の口数を合計した値のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十四条(需要種別への配分等)

- 1 沖縄電力は、第二十一条の規定により整理された**非ネットワーク需要家費の合計額**、第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された**送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額**を、それぞれ、次項に定めるところにより、**三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。**

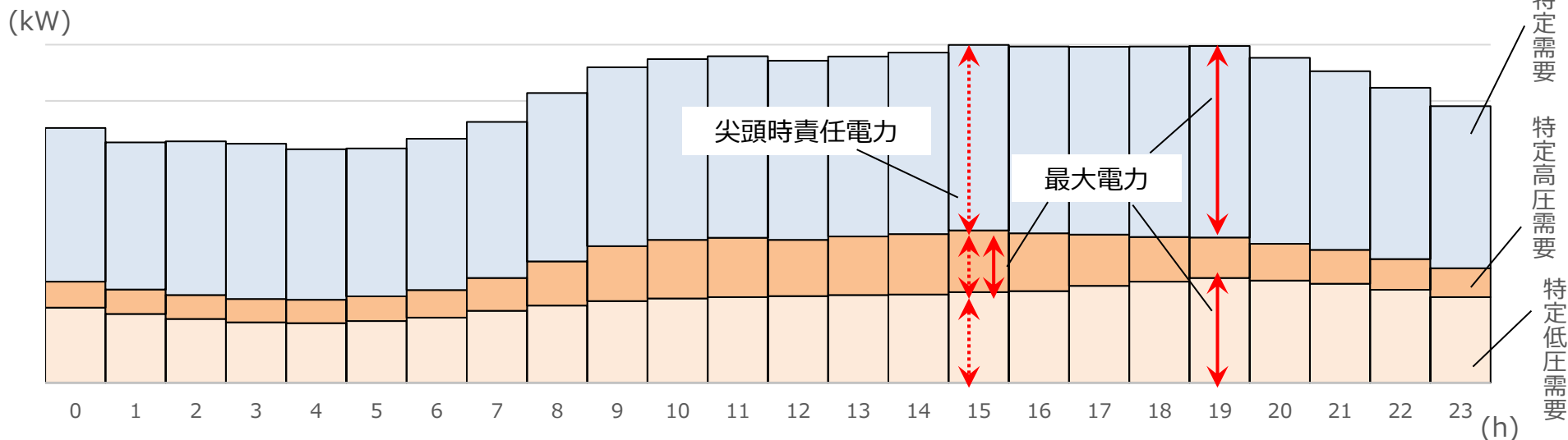
- 2 沖縄電力は、**次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。**

一 第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	前条第五項の規定により算定された値	固有固定費
二 第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額	前条第四項第四号の規定により算定された割合	固有可変費
三 第二十一条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	前条第六項の規定により算定された割合	固有非ネットワーク需要家費

(参考) 2 : 1 : 1 比の算定結果

$$\bigcirc 2 : 1 : 1 \text{ 比 } (\%) = (\text{最大電力ウエイト} \times 2 + \text{夏季尖頭時責任電力ウエイト} \times 0.5 + \text{冬季尖頭時責任電力} \times \text{ウエイト} 0.5 + \text{発受電量ウエイト} \times 1) \div 4$$

<2:1:1比の諸元イメージ>



- ・最大電力：年間最大電力発生日（夏期）における需要種別の最大電力（特定高圧需要は15時、特定低圧需要は19時）
- ・尖頭時責任電力：夏期（8月・15時ピーク）・冬期（2月・19時ピーク）の最大電力発生日における需要種別ごとの需要電力

【送配電非関連固定費の配分比率】

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力(10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (千口)	固定費 配分比率
		夏季	冬季			
非特定需要	753 (56.027%)	658 (54.880%)	480 (59.926%)	12,205 (64.913%)	3,204 (34.096%)	58.592%
特定高圧需要	219 (16.295%)	219 (18.265%)	98 (12.235%)	2,398 (12.751%)	36 (0.383%)	15.148%
特定低圧需要	372 (27.678%)	322 (26.855%)	223 (27.839%)	4,200 (22.336%)	6,157 (65.521%)	26.260%
合計	1,344 (100%)	1,199 (100%)	801 (100%)	18,802 (100%)	9,397 (100%)	100%

(参考) 三需要別最大電力の算定方法

- 三需要別（非特定、特定高圧、特定低圧）の電力量（①）と、時間別（1～24時）の電力需要比率から、夏期・冬期最大電力発生日の三需要別・時間別電力需要（②）を算出。
- 上記から「2：1：1 配分比率」で使用される【1】年間最大電力発生日（夏期）の三需要別最大需要（低圧は19時に発生）、【2】夏期最大電力発生時の三需要別電力需要、【3】冬期最大電力発生時の三需要別電力需要を算出。

①三需要別の電力量

×

②三需要別の時間別
電力需要比率

＝

三需要別・時間別
電力需要

三需要別の月間電力量、最大日日量比率を用い、夏期・冬期最大電力発生日の日電力量を算出
(夏期最大電力は8月、冬期は2月に主に発生)

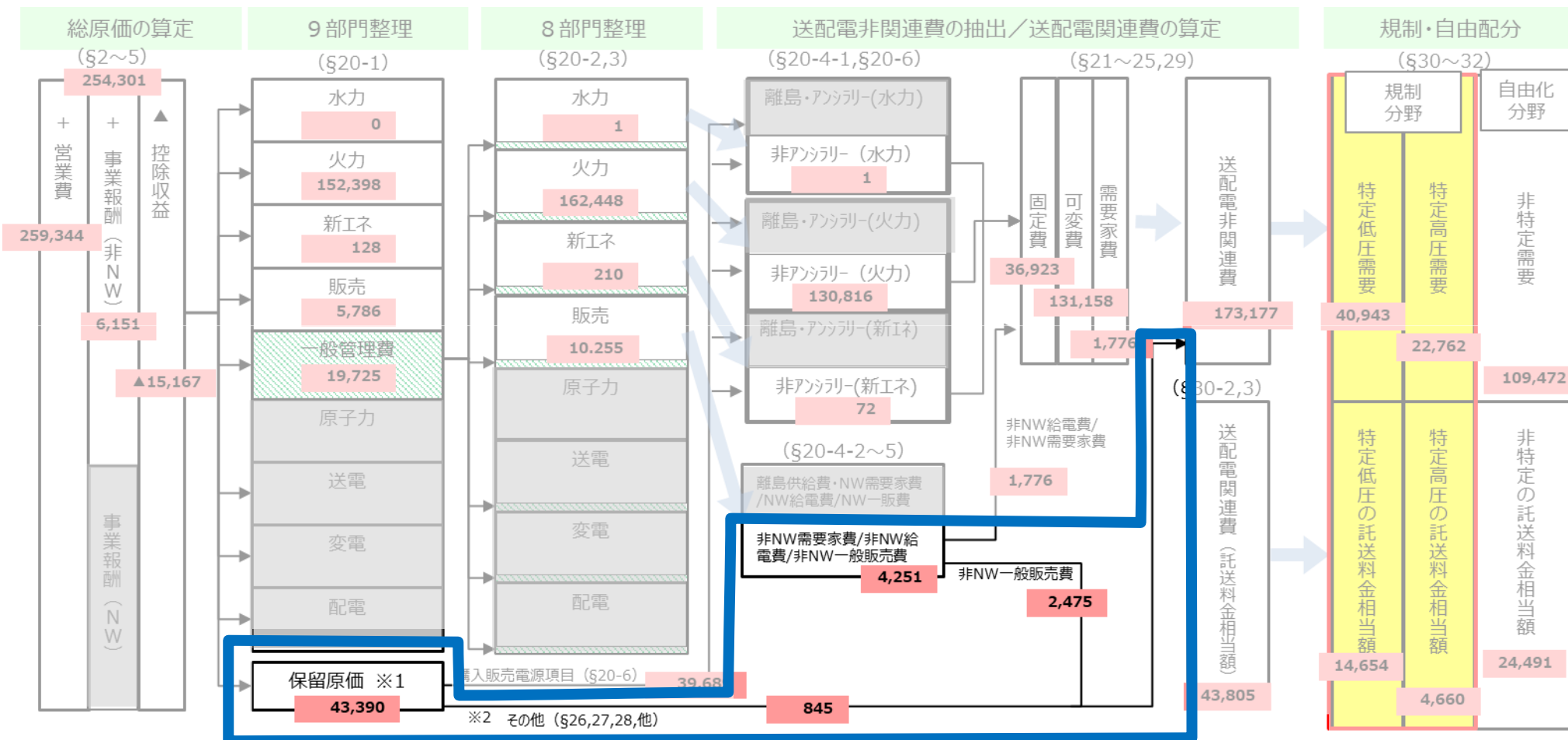
夏期・冬期最大電力発生日の時間別（1時～24時）の電力需要比率を算出

【1】年間最大電力発生日（夏期）における三需要別の最大需要（低圧は19時に発生）

【2】夏期最大電力発生時（15時に発生）における三需要別の電力需要

【3】冬期最大電力発生時（19時に発生）における三需要別の電力需要

8. 保留原価等の整理



8. 保留原価等の整理①

- 「固有固定費」：「固有可変費」：「固有非ネットワーク需要家費」の比率や各費用の三需要ごとの費用割合等により、販売費から抽出された非ネットワーク一般販売費や保留原価等を「追加固定費」、「追加可変費」および「追加非ネットワーク需要家費」として整理。

【保留原価等の配分結果】

固有固定費・固有可変費・固有非NW需要家費の金額比により配分

非NW一般販売費まで追加した固定費・可変費・非NW需要家費の金額比により配分

第一次追加項目等まで追加した固定費・可変費・非NW需要家費の金額比により配分

		非NW一般販売費	接続検討料相当額、 第一次追加項目ほか※1	第二次追加項目 ※2	合計
合計（配分前）		2,475	▲797	1,642	3,320
追加固定費	計（配分前）	538	▲93	358	802
	非特定	315	▲55	210	470
	特定高圧	82	▲14	54	122
	特定低圧	141	▲25	94	211
追加可変費	計（配分前）	1,911	▲695	1,267	2,484
	非特定	1,241	▲451	823	1,613
	特定高圧	244	▲89	162	317
	特定低圧	427	▲155	283	555
追加非NW 需要家費	計（配分前）	26	▲9	17	34
	非特定	9	▲3	6	11
	特定高圧	0	▲0	0	0
	特定低圧	17	▲6	11	22

【保留原価等の主な内訳】

	項目	金額	固/可区分	配分比率
第25条	非NW一般販売費	2,475	固/可/需	原価比
第26、27条	電気事業雑収益	▲797		原価比
第27条	預金利息	0		原価比
第28条	電力費振替勘定（貸方）	▲1		原価比
第28条	事業税	1,644		原価比
	保留・追加項目計	3,320		

※1 接続検討料相当額（26条）、第一次追加項目（27条）：電気事業雑収益（接続検討料収益および非NW直課分除く）・預金利息、事業者設定基準：NW部門への支払費用・電気事業雑収益のうち非NW直課分

※2 第二次追加項目（28条）：事業税、電力費振替勘定（貸方）

8. 保留原価等の整理②

- 固有固定費、固有可変費、固有非ネットワーク需要家費、にそれぞれ保留原価等から整理された追加費用を配分した結果は次の通り。

【送配電非関連費の配分結果】

	固定費			可変費			非NW需要家費			合計		
	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加
非特定	22,104	21,634	470	86,751	85,138	1,613	617	606	11	109,472	107,378	2,094
特定高圧	5,715	5,593	122	17,041	16,724	317	7	7	0	22,762	22,324	438
特定低圧	9,907	9,696	211	29,850	29,295	555	1,186	1,164	22	40,943	40,155	788
合計	37,725	36,923	802	133,642	131,158	2,484	1,810	1,776	34	173,177	169,857	3,320

8. 保留原価等の整理③

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十五条

- 1 沖縄電力は、**送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費**として、第二十条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された**非ネットワーク一般販売費**を、前条の規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額**のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十六条

沖縄電力は、原価算定期間における接続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検討に際し発生する検討料をいう。）に相当する額（以下「**接続検討料相当額**」という。）を算定し、**送配電非関連固定費に加える額として整理しなければならない。**

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十七条

- 2 沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された**第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。**
 - 一 第二十四条及び第二十五条の規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額**の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費**
 - 二 第二十四条及び第二十五条の規定により整理された**送配電非関連可変費の合計額**の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費**
 - 三 第二十四条及び第二十五条の規定により整理された**非ネットワーク需要家費の合計額**の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費**

○みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則 第二十八条

- 2 沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された**第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。**
 - 一 第二十四条から前条までの規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額**の第二十四条から前条までの規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費**
 - 二 第二十四条から前条までの規定により整理された**送配電非関連可変費の合計額**の第二十四条から前条までの規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費**
 - 三 第二十四条から前条までの規定により整理された**非ネットワーク需要家費の合計額**の第二十四条から前条までの規定により整理された**送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費**

9. 今回申請原価の具体的配分結果

- 以上、料金算定規則に基づき算定した今回の申請原価の具体的な配分結果は、下表のとおり。

【申請原価の具体的配分結果】

(単位：百万円、百万kWh、円／kWh)

		送配電非関連費			送配電関連費			合計		
		原価	需要	単価	原価	需要	単価	原価	需要	単価
自由	特高・高圧・低圧	109,472	3,943	27.77	24,491	3,943	6.21	133,963	3,943	33.98
規制	高圧	22,762	780	29.19	4,660	780	5.98	27,422	780	35.17
	低圧	40,943	1,319	31.03	14,654	1,319	11.11	55,597	1,319	42.14
計		173,177	6,042	28.66	43,805	6,042	7.25	216,982	6,042	35.91



託送供給等約款にもとづき算定（30条1項2号）

10. 算定誤りの概要について①

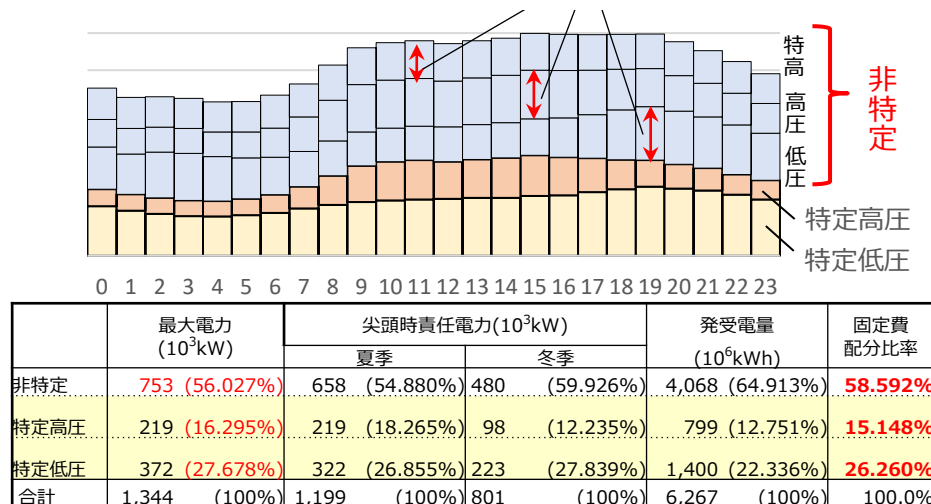
- この度、申請内容に関して、算定誤りがございました。概要としては、以下のとおりとなっております。
- 深くお詫び申し上げますとともに、算定規則に従って適切に算定のうえ、補正申請時に修正させていただきたいと考えております。

【送配電非関連費】固定費配分比率の算定誤り

- 送配電非関連費の固定費を各需要種別（非特定需要、特定高圧需要、特定低圧需要）へ配分するにあたっては、各需要種別の最大電力の百分率に「2」、尖頭時責任電力の百分率に「1（夏0.5、冬0.5）」、発受電量の百分率に「1」のウェイトにより、配分比率を算定します（2:1:1法）。
- 非特定需要の合成需要の最大値を使用すべきところ、非特定需要の各電圧の最大値を合算して算定しておりました。

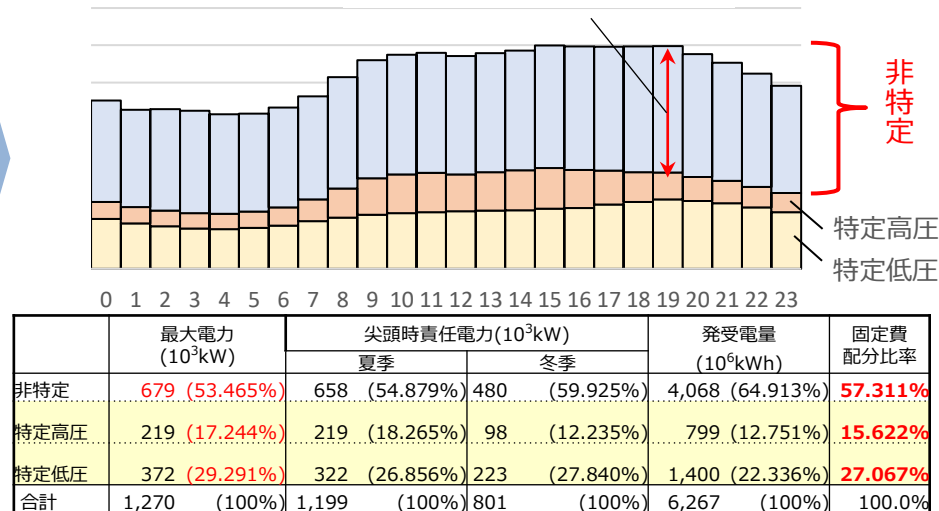
【申請時（誤）】

電圧ごとの最大値を合算（753）



【再算定後（正）】

合成需要の最大値（679）



【送配電関連費】自社事業用電力に係る託送供給に要する費用等の計上漏れ

- 料金算定規則上、規制需要に係るネットワーク費用には、自社事業用電力（自社で使用する営業所等の電力（規制需要分に限る））に係る託送供給に要する費用も含めて算定することが必要であるところ、当該費用を計上していませんでした。
- 具体的には、営業所等電力および発電所の停止中所内電力にかかる託送料金相当額、近接性評価割引額（マイナス）の計上漏れがありました。

10. 算定誤りの概要について②

■ 以上の修正を踏まえ、再算定した結果および影響は以下のとおりです。

【申請時】

(単位：百万円、百万kWh、円/kWh)

		需要	送配電非関連費		送配電関連費		合計	
			原価	単価	原価	単価	原価	単価
自由	特高・高圧・低圧	3,943	109,472	27.77	24,491	6.21	133,963	33.98
規制	高圧	780	22,762	29.19	4,660	5.98	27,422	35.17
	低圧	1,319	40,943	31.03	14,654	11.11	55,597	42.14
計		6,042	173,177	28.66	43,805	7.25	216,982	35.91

【再算定後】

		需要	送配電非関連費		送配電関連費		合計	
			原価	単価	原価	単価	原価	単価
自由	特高・高圧・低圧	3,943	108,989	27.64	24,720	6.27	133,708	33.91
規制	高圧	780	22,941	29.42	4,708	6.04	27,649	35.46
	低圧	1,319	41,247	31.26	14,739	11.17	55,987	42.43
計		6,042	173,177	28.66	44,167	7.31	217,344	35.97

【差異】

		需要	送配電非関連費		送配電関連費		合計	
			原価	単価	原価	単価	原価	単価
自由	特高・高圧・低圧		▲483	▲0.12	229	0.06	▲255	▲0.06
規制	高圧		179	0.23	48	0.06	226	0.29
	低圧		304	0.23	85	0.06	390	0.29
計			0	0.00	362	0.06	362	0.06

※端数影響により、合計値が一致しない場合があります。

10. 算定誤りの概要について③

■ 再算定した結果を反映した算定フロー図は以下のとおりです。（緑色が変更額）

（2023～2025年度平均、単位：百万円）

